学校跡地活用に係る手続の見直しについて（概要）

現行の手続

■期限を定めず提案を募集　公募１回目

・事前相談により計画内容確認

（相談の繰り返し）

・素案（計画）を受理

地元協議（意向確認）

・提案書を受理，事業者の資格審査

地元の了解

■広報発表（提案の公表，事業着手）

■事業者選定委員会の設置

地元代表者の参画

■広報発表（プロポーザル提案募集）

公募２回目

■事業者選定委員会（契約候補事業者の選定）

■広報発表

■基本協定締結

［京都市 － 契約候補事業者］

■事前協議会の設置

［京都市 － 地元 － 契約候補事業者］

■三者合意

■貸付契約締結

［京都市 － 事業者］

■三者協議会の開始

［京都市 － 地元 － 事業者］

手順を変更（早期に地元意向等の確認開始）

見直し後の手続

■事業者登録　公募１回のみ

・希望跡地名・事業種別等を登録

・事業者の資格審査

・事前相談により計画内容確認

※一定の期間を区切って地元意見を聴取

地元協議（意向を事業者に周知）

地元の了解

■広報発表（事業着手）

■事業者選定委員会の設置

地元代表者の参画

■登録事業者へ提案提出依頼

提案数の多寡等に応じて実施

■事業者選定委員会

（書類審査，競争的交渉実施の判断）

※契約に至るまでの段階で，事業者と複数回の交渉をし，提案を磨き上げ，より優れた事業者を選定する手法

＜競争的交渉実施の場合＞

地元意見等の確認

■事業者選定委員会

■事業者と交渉・対話

■事業者選定委員会（契約候補事業者の選定）

■広報発表

■基本協定締結

［京都市 － 契約候補事業者］

■事前協議会の設置

［京都市 － 地元 － 契約候補事業者］

■三者合意

■貸付契約締結

［京都市 － 事業者］

■三者協議会の開始

［京都市 － 地元 － 事業者］

ポイント

■登録制度の導入

事業者に活用を希望する跡地と事業種別等を登録していただく。

早い段階から，事業種別を地元へ情報提供し，意向確認し，事業者に周知する。

■公募の一元化

２度の公募機会を一元化することで，事業者の負担軽減や手続の効率化を図るとともに，手続を分かりやすくする。

■契約手続の過程でも地元意見等を申入れできる仕組みの導入

＜競争的交渉＞

契約手続の過程でも，京都市が地元意見等を事業者に伝え，検討を促すことで，より優れた提案を行う事業者を選定することができる。

別紙